

行政裁判例

行政法一般

行政、行政法一般

安威川ダム地質調査報告書公開
請求訴訟控訴審判決
大阪府が建設計画中のダムのダムサ
イト調査資料についての非公開決定
が取り消された事例

〔大阪高裁平四（行三）第三二号、行政処分
取消請求控訴事件、平六・六・二四第八民事
部判決、原判決取消、請求認容・上告、原
審大阪地裁昭六〇（行ニ）第四一四号、平六
・二五判決、本誌八一（一九九七頁）一
〕参照案文

大阪府公文書公開等条例（昭五九大
阪府条例二二）八条四号・九条一号

〔解説〕

本件は、大阪府が茨木市に建設計
画中の安威川ダムの地質調査資料の
公開を求めた大阪府の住民が、部分
公開（一部非公開決定を不服として、

非公開部分の取消しを求めた訴訟で
ある。一審判決は請求棄却としたの
に対し、本判決は非公開決定を取り
消したものであり、当時、住民側逆
転勝訴などとして、大きく報道され
た。

公開請求された資料は、大阪府が
ダムサイト候補地の地質調査を民間
業者に委託して得られた報告書であ
る。被告は、地元住民及び自治会が
ダム建設に消極的であり、ダム建設
の関係資料の公開に反対しているこ
とから、公開に踏み切れれば、地元住
民の協力が得られなくなり、ダム建
設に支障を来すことをもって、非公
開事由に当たると主張した。

大阪府公文書公開等条例は、七条
で、大阪府の区域内に住所を有する
者や府の行政に利害関係を有する者
等は、知事等の実施機関に対して公
文書の公開を請求することができる
旨規定しているが、反面、八条では、
実施機関が公文書の公開をしないこ
とができる場合として、「府の機関又
は国等の機関が行う調査研究、企画、
調整等に関する情報であつて、公に
することにより、当該又は同種の調

査研究、企画、調整等を公正かつ適
切に行うことに著しい支障を及ぼす
おそれのあるもの」が挙げられてい
る（同条四号）。

被告の主張は、本件はこの規定に
該当するといふものであったが、本
判決は、非公開部分は、専門家が調
査した自然界の客観的、科学的な事
実、及びこれについての客観的、科
学的な分析であると推認され、その
情報自体で、安威川ダム建設に伴う
調査研究、企画などを遂行するのに
誤解が生じるとは考えられない、と
して、右非公開事由には当たらない
とした。

被告は、非公開部分には、個人の
所有地についての情報が記録されて
いるので、非公開事由に当たるとも
主張した。

すなわち、本条例九条では、実施
機関が公文書の公開をしてはならな
いものとして、「個人の思想、宗教、
身体的特徴、健康状態、家族構成、
職業、学歴、住所、所属団体、財産
所得等に関する情報（事業を営む個人
の当該事業に関する情報を除く）」で
あつて、特定の個人が識別され得る
もののうち、一般他人に知られたく
ないと思ふことが正当であると認め
られるものが挙げられている（同条
一号）。プライバシー情報の保護規定
であるが、被告の主張は、これに基
づくものである。

本判決は、非公開部分は、付近土

地全体についての自然科学上の情報
にすぎない、として、被告の主張を
排斥した。

ダムサイト候補地に関する情報公
開訴訟には、他に鴨川ダムサイト候
補地図面公開請求事件があった。こ
れは、京都府知事の設置した鴨川改
修協議会に提出されたダムサイト候
補地点選定位置図の公開請求に係
る。一審の京都地判平三・三・二七本
誌七七五号八五頁は京都府知事の非
公開決定を取り消したが、控訴審の
大阪高判平五・三・二三本誌八二八号
一七九頁は、請求に係る図面は、協
議会の意思形成過程における未完成
な情報であり、公開されることによ
り、協議会の意思形成を公正かつ適
切に行うことに著しい支障が生じる
おそれがあるとして、非公開決定を
支持した。上告審の最二小判平六・
三・二五本誌八六四号一九五頁も、こ
の大阪高判を支持している。

本件も、鴨川ダムサイトの件も、
行政機関における意思決定過程の情
報についてのものであるが、本件は
民間会社に委託して得られたもので
あるのに対し、鴨川ダムサイトの件
は、行政担当者作成のものである点
また、本件は完結した地質調査の報
告なのに対し、鴨川ダムサイトの件
は、ダムサイト地の選定という行政
の内部的な方針が記載されているも
の、情報の未成熟性が明らかに点
で異なるといえよう。また、後者

の控訴審判決が認定した事実の中には、鴨川改修協議会の委員に対する面談強要の事実があったとの点も指摘されており、個々の事案に応じ、本条例八条四号及び同種条例規定の適用には、個々の事案に応じ、微妙な側面が想定されるところである。

非公開事由の存否の判断には、当該事実の細かな事実関係の分析が必要であることが改めて認識させられる。

なお、本件については、一審判決の前のものであるが、平松毅「情報公開」ジュリ一〇〇号四九頁(五二頁)で、非公開とされた情報は、いずれも事実又は事実に基づく専門家の鑑定結果などの事実に基づき、非公開とする適法な理由にならないとの見解が示されていた。

本件は、平成七年四月二七日に上告棄却の判決があった。簡潔な理由にとどまっております。最高裁として踏み込んだ理由は示されていないようであるが、本判決を支持した上告審判決として、当時大きく報道された。この上告審判決については、川上宏二郎「法教一八二一四頁が「時の判例」として紹介しているの、参照願いたい。

控訴人 江 菅 洋 一
右訴訟代理人 弁護士 武 村 二三夫

大澤 龍 司
後 藤 貞 人
高 木 甫 隆
藤 田 正 隆
大阪府知事
中 川 和 雄
字 佐 美 明 夫
森 戸 一 男

主 文

原判決を取り消す。
被控訴人が控訴人に対し昭和五九年一月一五日付けでした公文書部分公開決定(北特建第一〇〇号)のうち、原判決別紙処分目録記載一の「非公開決定部分」についての決定を取り消す。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

一 控訴人は主文同旨の判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

二 事案の概要は、原判決が示しているとおりである。
三 争点に対する判断の前提事実は、次のとおり付加、訂正するほか、原判決が示しているとおりである(一四枚目表九行目一三枚目裏一〇行目)(編注・本誌八二一〇三頁二段三〇行目一〇七頁一段三三行目)。
(1) 一四枚目表末行の「第三六号証」の次に、「第二九八ないし第三〇〇号証、第三〇二号証」を加える。
(2) 同裏一行目(同二〇三頁二段三三行目)の「各証言」の次に、「(いずれも

第一番)、証人西光義の証言(第二番)」を加える。
(3) 二枚目裏五行目(同二〇六頁三段三〇行目)の「三日」を「三月」と改める。
(4) 同末行(同二〇六頁四段二行目)の「ダム建設」を「ダム建設」を、「安威川ダム建設は可能」などの見出しの新聞報道が昭和六〇年五月一五日から一六日にかけて」と改める。

四 本件非公開情報(原判決三枚目表四行目(同九九頁一段三三行目)参照)が、本条例(大阪府公文書公開等条例、昭和五九年大阪府条例第二号)八条四号に該当するかを判断する。

1 同情報が同号前段に該当するのは、原判決で示されているとおりである(二四枚目表一行目一五枚目裏五行目(同二〇七頁一段二八行目一四段二〇行目)。そこで、以下に、同号後段の「公にすることにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれ(本件非公開情報の同号後段の該当性)があるかを判断する。

2 被控訴人は、この要件の判断は一次的には実施機関にゆだねられており、実施機関の広範な裁量下にあると主張するが、本条例は、公開しないことができる公文書について規定しており、所定の要件の存否が、非公開処分の取消訴訟で審理判断されるのはいうまでもない。そこで、八条四号後段

所定の要件が本件処分に存しているかが、本判決の判断対象となる。

本件各文書の内容は、右の1で引用した原判決が認定するところである。すなわち、要点を摘記すれば、ボーリング調査にあつては、地表面下、深いところで二〇メートルの範囲までの岩石をサンプリングするなどして、岩盤の種類、強度、厚さ、色、割れ目の状況、地下水位等を調査し、ボーリング孔を利用して透水試験にあつては岩盤の透水性を調査し、横杭調査にあつては技術者が横杭に入つて岩盤の種類、強度、厚さ、割れ目の状況、断層の位置、方向、傾斜角度、断層粘土の厚さ、色、複数の断層の相互関係、種類が異なる岩盤の接合面の状況、湧水状況等を調査し、弾性波探査にあつては発破等による人工地盤から岩盤の弾性波速度を調査し、岩石試験にあつては、岩石の比重、強度等と共に顕微鏡観察による岩石の構成要素である鉱物の種類、構成割合を調査して、その結果が記載されているというのであり、縮尺五〇〇分の一に表示した詳細な図面である(弁論の全趣旨)。

右のように認められる本件各文書の内容からすると、本件非公開情報は、専門家が調査した自然界の客観的、科学的な事実、及びこれについての客観的、科学的な分析であるとして推認されるのであり、その情報自体において、安威川ダム建設に伴う調査研究、企画などを遂行するのに誤解が生じるものと

は考えられない。被控訴人は、一部の限定された調査結果のみから全体が推測され、誤解を招くおそれがあると主張する。なるほど本件処分時にあつては、安威川ダム建設の調査の途中ではあつた。しかしながら、本件非公開情報は、外部の地質調査専門会社に外注して得られたのであつて、それ自体としては完了した地質調査結果であり、大阪府の純粋な内部文書ではない。たとえその調査結果がダム建設のためのものとして一部のものであるとしても、その調査報告書は、そのことを前提にして評価されるべきものであるし、またそのようにしか評価できないものである。したがって、本件各文書が全体調査の途中における調査結果であることから、本件非公開情報を公開することによる誤解が生じるものとは認め難い。

本件各文書の中には、調査地域の本件ダムサイト予定地としての適格性について比較検討、調査地域のダムサイト予定地としての問題点の整理と今後の調査方針も記載されている部分があるようであるが、次に判断を加える点以外に、この部分の公開が、いかなる態様で安威川ダム建設に伴う調査研究、企画などに著しい支障を及ぼすおそれがあるかについての主張立証はないところである。

被控訴人が四号後段該当性の事実として主張する誤解というのは、主に、公開によって、本件ダムサイト予定地

の地元住民の間で、大阪府が安威川ダムの建設を積極的に推進させる立場を貫くものと解釈されるに至ることを指しているようである。しかしながらまず、引用した原判決認定の前記事実関係(特に二枚目裏五行目から三枚目表三行目(同二〇六頁三段二七行目一四段一八行目)に照らしても、地元住民が安威川ダム建設が既成事実化することを懸念し、大阪府に不信の念を抱いたのは、なにか、昭和六〇年三月に控訴人の異議申立てが認められて、生保自治会長と大阪府北部特定事業建設事務所長との間、及び、大門寺自治会長と右事務所長との間にそれぞれ取り交わされていた覚書が公開されたことと、「ダム建設」などの見出しの下の新聞報道(前記付加、訂正済みの原判決二枚目裏末行(同二〇六頁四段二二行目)があつたことに起因したのにすぎないものと認められ、本件非公開情報が公開されたとするに起因したものにすぎないものと認められ、本件非公開情報が公開されたことにより、地元住民の大阪府に対する不信感が広がる、これらの公開は地元意向を無視するものだとして、安威川ダム建設に係る交渉を一切受け付けないことが通告されている。しかしながら、安威川ダム工事の工程は本判決別表に示したとおりであり(原審の昭和六一年六月一二日付け被控訴人準備書面添付のも

の記録二一八)、地元住民との折衝と、ダムの調査、設計とは別の手続の流れに位置付けられていることが弁論の全趣旨から明らかである。そして、本件非公開情報に係る調査は既に実施されているのである。そうである以上、それに付随する手続が進行すべきことは、ダム建設事業の流れにおいて必然的に予定されているのであつて、本条例が制定されている以上、本件非公開情報の公開も、他の要件が充足される限りにおいて、この必然的に予定されている行政の流れに沿うものとして、被控訴人が主張する地元住民の生活再建対策や補償などの問題とは別途に遂行されるべきものというべきである。

付言するに、本件各文書公開に対する地元住民の反対は、公開は、大阪府が安威川ダム建設準備を肯定していることを印象付けているとの感情論からきているものにすぎないといえよう。このような感情論は、本件各文書が公開されることに動機付けられているとはいえても、その公開の可否と必然的な関連性を持つものではなく、地元住民の生活再建や補償対策は、あくまでも本件各文書の公開とは別途策定されるべきものである。

3 被控訴人は、本件各文書中の担当者が公開される場合には、調査会社の担当者が不当な圧迫を受け、ひいては調査機関の確保に支障を及ぼすこととなる可能性があるとも主張するが、調査結果自体において政治的要素

を含むものでないことは明らかなので、右主張に係る可能性は、遠隔の域を超えることは認められない。

4 したがって、被控訴人主張の事実関係をもつてしては、本件処分時において、本件非公開情報を公開することにより、安威川ダム建設の調査研究、企画などを公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、ひいては本条例八条四号後段の要件を充足するものではないといふべきである。

五 本件争点2非公開部分(原判決三枚目表一〇行目(同九九頁一段二五行目)参照)が、本条例九条一号(個人の財産……に関する情報……であつて、特定の個人が識別され得るもの)のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものに該当するかを判断する。

本件争点2非公開部分が、個人の財産に関する情報に該当することは、控訴人も特にこれを争っていないので、一応これを前提にして判断するの、右非公開部分に記載されている情報は、安威川ダム建設の安全性などの判断に必要な地質上の調査結果である。地質上の情報が土地の価値に影響することあるのは否定し得ないが、これは付近土地全体についての自然科学上の情報にすぎず、かつ、ダム建設の安全性判断に必要な情報なので、他に特段の事情のない限り、本条例にいう「一般に他人に知られたいと望むこと

が正当であると認められるもの」に該当するとは認められず、本件において、右の特段の事情の存することを裏付ける事実関係は認められない。

したがって、本件争点2非公開部分は、本条例九条一号に所定の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるもの」ということができない。六 よって、本件非公開情報に被控訴人主張の非公開事由があるものということはできず、これを非公開とした本件処分は違法である。控訴人の請求を棄却した原判決を取り消した上、本件処分を取り消すべく、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民訴法九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 潮 久郎 裁判官 山崎 果 裁判官 塩月 秀平）
別表（省略）

行政争訟法

行政 行政争訟法

インフルエンザの予防接種とその後に生じた重度心身障害との間に因果関係があるとして、予防接種法に基づき医療費等の不支給処分が取り消された事例

〔浦和地裁平三（行）第九号 行政処分取消請求事件 平7-3-20 第四民事部判決 認容・確定〕
〔参照条文〕
予防接種法一六条 行政事件訴訟法三条

〔解説〕

一 本件は、予防接種とその後の症状との因果関係が争われた事例である。

原告Xは、小学六年生であった昭和五八年一月、二度にわたってインフルエンザの予防接種を受けた。Xはそれまで順調に成長していたのが、同月下旬頃から、目をかっとな見開くようになり、表情が乏しくなる、前傾姿勢になる等の異常を呈するようになり、その後症状は悪化の一方をたどって、同年中に歩行不能、言語障害に陥り、現在では寝たきりで日常生活に全面介護を要する状態である。

予防接種法に基づき、上尾市長Yに対して、Xは医療費・医療手当の給付を、その父X₁は障害児養育年金の給付をそれぞれ請求したところ、Yは、X₁の症状と予防接種との因果関係が認められないとして不支給の決定をし、知事への審査請求も棄却されたので、Xらが右不支給処分の取消を求めたのが本件である。他方、これに対するYの反論は、X₁の症状が公衆衛生審議会で因果関

係を否定されたことに基づくものであるが、その発症までに時間が経過しており、症状の変化も急激なものではなかったこと等から、予防接種の副反応ではなく、特発性ジストニア（原因不明の基底核疾患）であるとすることもあって、結局X₁の現在の症状と予防接種との因果関係が本件で唯一の争点であった。

二 判旨は、予防接種法による救済制度は、接種禍が不可避的に生じるものでありながら、その因果関係の認定が時として困難なものであることから、疑わしいものでもできるだけ救済しようとするものであることに鑑みると、その認定は、①当該症状がワクチンの副反応として起こりうることに医学的合理性があること、②当該症状がワクチンの接種から一定の合理的時期に発症していること、③他原因によるものであると考えることが合理的な場合に当たらないこと、の三要件によるべきものであるとし、X₁の症状はこれをいすれも満たしているので、接種と症状との間の因果関係が認められるとして、Yの医療費・医療手当、障害児養育年金の不支給処分をいすれも取り消した。

特に問題となったのは、X₁の症状の進展が緩やかで、その「完成」までに約一〇か月を要し、また症状に典型的な副反応とは異なった状況があったことであったが、判旨は、こ

のような症状にも合理的な説明が可能であり、またインフルエンザ・ワクチンによる副反応の発生までに時間を要した例や、X₁の症状に似た症状を呈した例が他にもあるとして、このような事情は右因果関係を否定する理由にはならないとして、この点に関するYの主張を退けた。

三 予防接種とその後の副反応と疑われる症状との因果関係が、予防接種の実施主体に関する賠償・補償の請求においても、医療費等の不支給処分の取消請求においても常に問題となるものであることは周知の通りである。

右因果関係の認定につき、その認定について一般的な要件を設定することは、東京地判昭59・5・18本誌五二七号一六五頁に端を発して、名古屋地判昭60・10・31本誌五七三号一〇頁、東京地判昭61・3・14判時二一五号七三頁、大阪地判昭62・9・30本誌六四九号一四七頁、福岡地判平1・4・18本誌六九九号六一頁、東京高判平4・12・18本誌八〇七号七八頁、福岡高判平5・8・10本誌八二六号八〇頁等に受け継がれてきた（以上は、いすれも賠償・補償請求事案）。

本件判旨が示した三要件は、前記大阪地判とは同様の内容のもので、Yの主張にも現れている通り、公衆衛生審議会の判断基準ともなっているものであって、医療費等不支

給処分取消請求である東京地判昭56・11・9行集三三卷一一号一九二六頁、本誌四五五号一三八頁、仙台地判昭60・3・12行集三三卷三三二五三頁、本誌五四九号一二二頁、仙台高判昭63・2・23訟月三四卷一〇号一九八二頁、長野地判平2・5・24本誌七二五号二四九頁等でもその基準となっており（但し、他原因の証明責任については別異に解したものである）、本件もこれに従ったものであるが、基準への該当性が争われた中で、発症までの時間的経過に関する要件を事案に対応して緩和した事例として紹介する。

この点に関する文獻は随分多いが、その中で西塾章・予防接種と法（一粒社、一九九五年）は、論点を網羅した最新のものとして有用である。（関係人仮名）

原告 告 甲 野 花 子
同 告 甲 野 二 郎
右両名訴訟代理人 井 護 士
同 告 秋 山 幹 男
同 告 河 野 敏 敬
被告 上 尾 市 長
告 荒 井 松 司
右訴訟代理人 井 護 士
右指定代理人 矢 澤 敬 幸
外 一 六 名

主 文

一 被告が原告甲野花子に対してした昭和六二年二月二六日付予防接種

法一六条に基づく医療費・医療手当不支給処分を取り消す。
二 被告が原告甲野二郎に対してした昭和六二年二月二六日付予防接種法一六条に基づく障害児養育年金不支給処分を取り消す。
三 訴訟費用は被告の負担とする。

第一 請求
主文と同旨。

第二 事実及び理由
一 争いのない事実
1 インフルエンザ予防接種の実

原告花子は、昭和五八年一月八日及び同月一八日の二度にわたり、当時六年生として在籍していた上尾市立A小学校において、被告の実施したインフルエンザH₁N₁ワクチン予防接種（以下、「本件予防接種」という。）を受けた。

2 原告花子の発病等

（一）原告花子は、昭和四十六年四月二日、原告三郎と甲野春子（以下、「春子」という。）の長女として出生した。

（二）昭和五八年二月二〇日、原告三郎及び春子は、小学校の先生から原告花子の授業中の態度がおかしいから病院に行くよう勧められたこともあって、同日B病院で同原告に診察を受けさせ、さらに翌二日に埼玉県立小児医療センター（以下、「小児医療センター」という。）において同原告に診察を受けさせ、同月二三日からは右小児医療センターに検査のための入院をさせた。B病院及び小児医療センターではチック症との診断を受けた。

（三）原告花子は、昭和五九年二月七日、東京女子医科大学病院小児科（以下、「東京女子医大病院」という。）に転医・入院した。同病院は、異常眼球運動と小脳症状を伴う錐体外路障害と診断した。

（四）原告花子は、昭和六〇年一月八日、右病院を退院し、同月一日、精査目的で順天堂大学医学部付属順天堂医院脳神経内科（以下、「順天堂医院」という。）に入院し、同年二月三日退院した。同医院は、原告花子の症状につき症候性ジストニアと診断し、検査・治療を行った。

（五）原告花子は、昭和六〇年二月二三日から都立神経病院に入院し

3 行政処分

原告らは本件予防接種により原告花子が重度の心身障害者になったとして、昭和五九年八月一日付けで、法一六条に基づき、被告に対し、原告花子は医療費・医療手当の給付請求を行い、また、原告三郎は障害児養育年金の給付請求を行ったところ、被告は、昭和六二年二月二六日付けで、原告らの右各請求につき、原告花子の一連の症状と本件インフルエンザ予防接種との因果関係が認められないとしていすれも不支給の決定をし、同月二八日原告らに対しその旨を通知した。

原告らは、昭和六三年二月二三日、埼玉県知事に対し、右各不支給決定に対する審査請求をしたが、同知事は、平成三年三月二九日、右各請求を棄却する旨の裁決をした。

二 争点
原告花子の本件症状が本件予防接種によつて生じたか否かである（因果関係の有無）。

1 原告の主張

（一）法一六条は、予防接種法に基づいて予防接種を受けた者が疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合において、厚生大臣が当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、市長村長が、同法一七条、一八条一項に定める給付を行うものと定めているところ、このような救済制度が定められた趣旨・目的は、予防接種による健康被害を受けた者の簡易迅速な救